

山のみち地域づくり交付金の事前評価等について（案）

山のみち地域づくり交付金の創設（公共・新規）

1. 趣旨

緑資源幹線林道事業については、地勢等の地理的条件が極めて悪く、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、当該地域の林道網の基幹となる林道の開設・改良を行い林業を中心とする総合的な地域振興を推進してきたところである。

緑資源幹線林道の調査設計業務に関する官製談合等に関連して、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」において、事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しを行ってきたが、7月26日の第6回委員会においてとりまとめられた中間報告を踏まえ、「緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止し、来年度から地方公共団体の判断により必要な区間について補助事業により実施する」こととしたところである。

このため、地方公共団体が、環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備を通じた地域活性化を推進する「山のみち地域づくり交付金」を創設することとする。

2. 事業内容

道県知事が旧緑資源幹線林道（以下、「旧幹線林道」という）の利用区域及びその周辺を対象に地元市町村等の意向を踏まえながら計画を作成し、計画に記載した以下の整備等に要する経費に対する助成を実施する。

- (1) 山のみち（旧幹線林道（27路線）またはこれを見直した路網）の整備
- (2) 地域の創意工夫を発揮した取り組み（総事業費の20%（うち10%まで地域の環境保全活動等に充当可能）以内）

3. 事業実施主体

道県等

4. 補助率

基本交付率 2 / 3

5. 科目

- (項) 森林整備事業費
- (目) 森林居住環境整備事業費補助
- (目細) 森林居住環境整備事業費補助
- (目細々) 山のみち地域づくり交付金

6. 平成20年度概算決定額

5, 000百万円

【担当課：林野庁森林整備部整備課】

山のみち地域づくり交付金の事前評価等について（案）

山のみち地域づくり交付金の事前評価については、新規地区採択過程の透明性・客観性を確保するとともに事業効果を確認するため、客観的評価基準を定め、これに基づき事業計画主体である道県が費用便益比（B/C）を含む事業効果の分析をチェックリストにより行い、これを国が確認した上で交付金の交付を行うこととする。

なお、道県は、事業完了後、山のみち地域づくり計画に定めた目標及び指標について達成状況を評価し公表するとともに、林野庁に報告することとする。

1 事前評価の実施と報告

事業計画主体である道県が、費用便益比（B/C）を含む評価基準により事前評価を行い、林野庁に報告することとする。

2 事前評価の実施時期

道県は、事業に着手しようとする年度の前年度に評価を実施するものとする。

ただし、事業に着手しようとする年度が平成20年度の場合は、事業の着手前までに評価を実施するものとする。

3 事前評価の手法

「林野公共事業における事前評価の手法について」（平成14年3月26日付け13林整計第541号林野庁計画課長通知）の「森林居住環境整備事業」を準用して新規採択を受けようとする地区を評価し、その結果を事前評価実施地区一覧表にとりまとめることとする。